

販売原票に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中央卸売市場第一市場における京都市中央卸売市場業務条例施行規則第41条に規定する販売原票（販売原票又は相対売明細書をいう。以下同じ。）の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(管理責任者)

第2条 卸売業者は、販売原票の作成、使用、訂正等に関し、管理責任者を置くとともに、商法その他関係法令に基づき販売原票を適切に管理するものとする。

(販売原票の作成等)

第3条 卸売業者は、販売時点において別表に掲げる事項を記載した販売原票を作成しなければならない。

2 販売原票の作成に当たっては、次のとおりとする。

(1) 紙面による場合は、容易に消すことができないボールペン等を用いて明確に記入するものとする。

(2) 電磁的記録による場合は、容易に改変できない方法により入力し保存するものとする。

3 販売原票の訂正は、管理責任者の確認を受けたものに限る。

(販売原票の確認)

第4条 市長は、必要があると認めるときは、記載事項を確認するため、卸売業者に販売原票の提出を求めることができる。

(その他)

第5条 販売原票の取扱いについて、この要綱によることが困難な場合は、その都度市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年10月11日から施行する。

別表（青果部）

項 目	記載に当たっての注意事項
入荷販売日	入荷年月日と販売年月日を正確に記入又は入力すること。
原産地、原産国	食品表示法に基づき正確に記入又は入力すること。
出荷者	系統団体名又は商号を正確に記入又は入力すること。
品名	正確に記入又は入力すること。
個（荷）印	番号等により正確に記入又は入力すること。
総数量	検収の結果、受領した荷口ごとの実個数を記入又は入力すること。
集荷方法	委託又は買付を明確に区分し記入又は入力すること。
販売方法	せり売、相対売、第三者販売、その他の販売方法を明確に区分し記入又は入力すること。
荷姿	DB、袋、束等正確に記入又は入力すること。
入数、等階級	20入、30入、秀、優、S、M等正確に記入又は入力すること。
量目	kg とする。
数量	等階級別数量を正確に記入又は入力すること。
単価	特に正確に記入又は入力すること。販売単価が同一である場合でも「棒線」等によって明確に判別できるよう記入又は入力すること。
買受人	番号等により特に正確に記入又は入力すること。買受人が同一である場合でも「棒線」等によって明確に判別できるよう記入又は入力すること。なお、販売に際して見本又は試食に供したものは、その内容を正確に記入又は入力すること。
訂正	誤記又は訂正を生じた場合は、二本線等で抹消し、訂正内容を欄内に記入又は入力すること。なお、なぞり訂正はしないこと。
残品	卸売した結果、残品となったものについては、入荷年月日、入荷数量、販売数量、残品数、処理方法等を正確に記入又は入力すること。
余白の抹消	販売原票に余白部分を生じた場合は、必ず斜線等で抹消すること。
せり人等	せり人又は販売担当者及び記帳者の氏名を正確に記入又は入力すること。
管理責任者	管理責任者は、当日の販売原票の内容点検を必ず行い、責任者欄に押印又は氏名を記入又は入力すること。

別表（水産物部）

項 目	記載にあたっての注意事項
入荷販売日	入荷年月日と販売年月日を正確に記入又は入力すること。
出荷地	都道府県名を記入又は入力すること（ただし、出荷地が長崎、福岡、北海道である場合は、N、F、Hの記号を用いることも可とする。）。
原産地	食品表示法に基づき正確に記入又は入力すること。
出荷者	商号又は出荷者名を正確に記入又は入力すること。
品名	正確に記入又は入力すること。
元個数	検収の結果、受領した実個数を正確に記入又は入力すること。
立替後個数	立替を行った場合は、立替後個数を正確に記入又は入力すること。
残個数	卸売した結果、残品となったものについては、残個数の欄にその残数が0となるまで継続して記入又は入力すること。
集荷方法	委託又は買付を明確に区分し記入又は入力すること。
販売方法 (売区分)	せり売、相対売、入札、第三者販売、その他の販売方法を明確に区分し記入又は入力すること。
第三者販売	第三者販売したものは、必ずその該当箇所に理由区分を記入又は入力すること。
入数・等階級	2入、3入、又は2kg、3kg、大、中、小等を正確に記入又は入力すること。
個数	売渡先に販売した個数を正確に記入又は入力すること。
数量	kg単位で販売したものについて、販売数量を記入又は入力すること。
単価	特に正確に記入又は入力すること。販売単価が同一である場合でも「棒線」等によって明確に判別できるよう記入又は入力すること。
売渡先	特に正確に記入又は入力すること。売渡先が同一である場合でも「棒線」等によって明確に判別できるよう記入又は入力すること。なお、販売に際して見本又は試食に供したものは、その数量を表示すること。
事故品	事故品である場合は、その該当箇所に示印等し、明確にすること。
訂正	誤記又は訂正を生じた場合は、二本線等で抹消し、訂正内容を欄内に記入又は入力すること。なお、なぞり訂正はしないこと。
余白の抹消	販売原票に余白部分を生じた場合は、必ず斜線等で抹消すること。

せり人等	せり人又は販売担当者及び記帳者の氏名を正確に記入又は入力すること。
管理責任者	管理責任者は、当日の販売原票の内容点検を必ず行い、責任者欄に押印又は氏名を記入又は入力すること。